



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
[Unsubscribe](#)
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.68 – January 22, 2014

税務情報

「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関する Q&A」

国税庁は、「[消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関する Q&A](#)」(PDF 175KB)を新たに公表しました。(国税庁のHPの「新着情報」には掲載されず、1月20日に「[消費税法改正のお知らせ\(社会保障と税の一体改革関係\)](#)」のページに追加されました。)

消費税率引上げに伴う経過措置については、「[平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A](#)」(PDF 584KB)(以下「経過措置 Q&A」)が昨年 4 月に公表されていますが、今回の Q&A は経過措置の適用がない取引のうち、実務上疑問が生じるものの取扱いを示しています。

問 1 事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い

取引先(出荷基準を適用)が施行日(2014 年 4 月 1 日)前に出荷した商品(消費税率 5%を適用)を仕入れた場合には、その仕入れた事業者(検収基準を適用)の検収日が施行日以後であったとしても、その仕入に係る消費税は 5%で認識する。

問 2 月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率

問 3 保守料金を前受けする保守サービスの適用税率

事務機器の保守サービス料金(月額料金の定め及び中途解約時には未経過期間分の保守料金を返還する定めあり)の 1 年間分を一括收受し、前受金として計上したものを毎月の役務の完了の都度、収益計上する場合には、役務提供が月々完了するものとし、施行日以後に役務の提供が完了するものについては、8%が適用される。

(「経過措置 Q&A」の問 4 では、コピーのメンテナンス料金(1 年間分)を受領した場合を取り上げています。中途解約時の取扱いについて言及がないという点で、質問の前提に相違がありますが、こちらの Q&A では、原則として、毎月ではなく、契約期間の 1 年間が経過した時が役務提供の完了する時であるという見解が示されていました。)

問 4 リース資産の分割控除

問 5 部分完成基準が適用される建設工事等の適用税率

問 6 不動産賃貸の賃借料に係る適用税率

問 7 未成工事支出金として経理したものの仕入税額控除

問 8 建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除

問 9 短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除

12 月決算法人が 2013 年 12 月に支払った 2014 年分の保守料金(1 月～3 月分には 5%、4 月～12 月分には 8%がそれぞれ適用)について、2013 年 12 月期の法人税の申告において短期前払費用として損金の額に計上する場合には、消費税の申告は、原則として以下を行う。

- ・ 1 月～3 月分の消費税

2013 年 12 月課税期間において仕入税額控除の対象とする。

- ・ 4 月～12 月分の消費税

2013 年 12 月課税期間においては仮払金とし、翌課税期間において仕入税額控除の対象とする。

問 10 出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除

弊事務所では、クライアントおよび過去の弊事務所主催セミナー等でお名刺を頂戴した皆様に対して、税務に関するニュースレター・セミナー等のご案内を配信しております。今後、ご案内の配信中止をご希望されるお客様は、お手数ですが、下記メールにご返信くださいますようお願い申し上げます。

mailto:info-tax@jp.kpmg.com
[Privacy & Disclaimer](#)

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.